資料８

食安基発０９０５第１号
平成２５年９月５日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長　殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成２４年９月１８日付け府食第７８６号により依頼のありました過酸化水素の食品健康影響評価に係る補足資料について、別添のとおり事業者より提出が遅延する旨、理由書の提出がありましたのでよろしくお取り計らい願います。

第 318 号
受 25.9.-6 信
食品安全委員会事務局

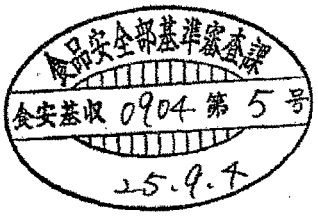

平成２５年９月１日

厚生労働省

医薬食品局食品安全部基準審査課長　殿

高知県香南市赤岡町1586番地

株式[redacted]クボ製作所

代[redacted]川久保武志

食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（遅延）

平成24年９月18日付け府食第786号により平成25年９月末までに提出するよう依頼のありました過酸化水素の食品健康影響評価に係る補足資料について、別紙のとおり遅延する旨の理由書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

（別紙）

【提出遅延理由】

過酸化水素に係る必要な補足資料要求のうち、補足資料要求１に関して、現在回答書のとりまとめを行っておりますが、取りまとめに更なる時間を必要とします。

今後取りまとめ次第、速やかに提出いたします。

［過酸化水素の食品健康影響評価に必要な補足資料］

（平成24年９月18日付け府食第786号）

1　文献検索等を行い、「添加物に関する食品健康影響評価指針（2010年５月27日食品安全委員会決定）」（以下「指針」という。）の別表１に掲げる評価に必要な資料に該当するものがあれば、提出すること。

2　指針の別表１に掲げる評価に必要な資料を全部提出できない場合、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について（平成８年３月衛化第29号）」の表２の１～５の検討事項が満たされることを確認し、食品常在成分であること又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかであることを示して、資料不足を補うこと。

3　低カタラーゼ血症又は無カタラーゼ血症のヒトが過酸化水素を摂取した場合について、過酸化水素の体内動態及び毒性を考察するに資する資料を提出すること。

4　我が国における、過酸化水素の使用基準改正前と改正後の一日摂取量をそれぞれ指針に掲げる方法により推計し、報告すること。

5　上記１～４に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。